

平成27年8月25日（火）  
津島市総務部総務課（加藤、安井）  
津島市市民協働部市民課（嶋内、荻野）  
電話番号0567-24-1111  
（内線 総務課2350、2351・市民課2110、2112）

## マイナンバー法に関連する議案

＜議案名＞議案57号 津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

### 1 制定内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項に基づく、個人番号を利用することができる事務について定めるもの。 （別添資料参照）
- (2) 法第19条第9号に基づき、個人情報利用事務に関する特定個人情報\*の提供について定めるもの。 （別添資料参照）

※特定個人情報…個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

### 2 制定理由

法の施行に伴い、個人番号の利用事務及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを確保するために必要事項を定めようとするものである。

### 3 参考事項

施行期日

法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する（平成28年1月予定）。ただし、この条例の実施のために必要な準備行為の規定は、公布の日から施行する。

# <議案名> 議案59号 津島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

## 1 改正内容

### (1) 第1条

ア 法第27条第1項に規定する評価書に記載された法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル<sup>※1</sup>の取扱いについて、本審査会<sup>※2</sup>で調査審議することができることとするもの。

イ 保有個人情報の定義について、津島市個人情報保護条例で規定する保有特定個人情報を含めて規定するもの。

### (2) 第2条

- ・ 津島市個人情報保護条例の改正に伴い、引用規定を整理するもの。

※1 特定個人情報ファイル…個人番号をその内容に含む個人情報ファイル

※2 審査会…津島市情報公開・個人情報保護審査会は、弁護士や大学教授等の有識者5名から構成され、特定個人情報ファイルの取扱いについて、事務の内容や人数及び運用方法等が適切であるか、点検、審査を行う。

## 2 改正理由

法の施行に伴い、特定個人情報ファイルの取扱いについての調査審議の権限について、及び津島市個人情報保護条例の一部改正に伴い、保有特定個人情報について規定する必要があるため。

## 3 参考事項

### 施行期日

平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。（平成29年1月予定）

## <議案名> 議案60号 津島市個人情報保護条例の一部改正について

### 1 改正内容

#### (1) 第1条

ア 「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」の定義を規定するもの。

イ 個人情報の収集、利用及び提供の制限について、保有特定個人情報等に関して規定し、又は規定を整理するもの。

ウ 開示、訂正及び利用停止の請求できる者に本人の委任による代理人を加えるもの。

エ 個人情報の開示、訂正及び利用停止について、保有特定個人情報等に関して規定し、又は規定を整理するもの。

#### (2) 第2条

ア 「情報提供等記録<sup>※</sup>」の定義を規定するもの。

イ 情報提供等記録に関して、利用の制限及び提供について規定し、又は規定を整理するもの。

ウ 保有個人情報の訂正について、情報提供等記録に関する規定をし、又は規定を整理するもの。

※情報提供等記録…マイナンバーに関連する情報を利用する場合、情報の提供者、又は照会者、当該特定個人情報の項目等の番号法及び総務省令で定められた事項の記録
--

### 2 改正理由

法の施行に伴い、特定個人情報等について規定するものである。

### 3 参考事項

#### 施行期日

平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。（平成29年1月予定）

## <議案名> 議案61号 津島市手数料条例の一部改正について

### 1 改正内容

#### (1) 第1条

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定による通知カードの再交付に係る手数料の額を500円に定めるもの。

#### (2) 第2条

住民基本台帳法の一部改正に伴う住民基本台帳カードの交付に係る手数料の廃止及び法の規定による個人番号カードの再交付に係る手数料の額を800円に定めるもの。

### 2 改正理由

法の規定による通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止する必要があるため。

### 3 参考事項

#### 施行期日

平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。